

監獄制度導入からみる公教育の展開

板橋 政裕

緒言

周知のとおり、日本における体系的な学校教育制度は、「学制」(明治5年)に端を発したものであり、「被仰出書」に記されているように、全国民に等しく教育を与えるという、国民皆学による富国強兵を企図していた。しかしながら、現実には存在し得なかった「国家」というものが強制的に教育を施そうとする「公教育制度」に民衆が理解を示すことは困難であった。実際に学校で行なわれる教育内容も民衆の生活を勘案したものとは言いがたく、さらに授業料を有償としていた時期においては、その対価を見出すこともなかった。殖産興業重視の政策、地租改正、そして徴兵制の実施による労働力の取奪等により、殊に農民は困窮していた時期である。結果、富国強兵政策という時代的要請の一環として施行された、全国規模での統一的教育制度による就学の強制、換言すれば「公教育の強制」により、学校及び学校教育制度に対して、民衆から怨嗟の視線が注がれるようになった。

明治政府は就学を促すために民衆の経済的負担を考慮し、無償性の「貧人学校」「小学教場」「小学簡易科」の設置といった対応策を試みたが、結果として民衆の様々な不評を買い、成果をあげることはなかった。制定当初、上記のような状況にあった学校教育制度と同時期に導入されたのが、本論で取り扱う、もう一つの公教育制度、すなわち「監獄制度」である。そして、日本における「公教育としての懲戒」の制度的な嚆矢は明治5年の監獄則制定であった。

この監獄則の制定により始められた制度的な懲戒が実質的に「親に代わり国家が懲戒を行なう」という「公教育としての懲戒」という特色を帯びるのは、大正2年に制定された旧少年法に基づく少年保護施設の一つである矯正院の成立が起源であるとされている。重松一義は、日本における監獄制度の系譜を省み、「矯正院の実現は、少年懲戒の問題を国のレベルで、国の責任において執り行おうというものであり、懲戒が公教育として採りあげられたものであると意義づけられよう。矯正院での懲戒教育は学校教育と同じ公教育と軌を一にするのである」と論じている。現在では公教育としての性質をも内包する監獄制度が、どのような機能を果たすべく導入されたのかを確認することにより、両制度の社会的機関としての類似性、並びに公教育の展開について、検討を試みたい。

1. 監獄制度の導入

上述したように、日本における公教育制度は「学制」制定を嚆矢としている。そして、同年11月27日に現在の少年行刑制度の礎となる、監獄則も制定されたのである。監獄の制度については、既に明治2年に洋学者柳川春三により『インデュストリアル奨勸ノ義』を記し14歳未満の少年を対象とした、授産学校 (Industrial School)²が紹介されている。ま

た、同年、安田治郎吉が翻訳した『英国頑児院の説』により7歳以上15歳以下の教化施設である矯正学校（Reformatory School）³制の紹介がなされていた⁴。

明治政府は監獄制度の導入に備えるべく、因獄権正小原重哉、刑部大録天野御民、刑部少録小菅栄脩の3名をシンガポール、香港に派遣してイギリスの行刑を視察させている⁵。この視察結果を根拠として小原が立案したため、明治5年の監獄則は「イギリス系の東南アジア植民地監獄の獄則を参酌した」ものであると位置付けられたのである⁶。

監獄則の緒言には、「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎮シテ之ヲ懲戒セシム所以ナリ 獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス 刑ヲ用ルハ己ヲ得サルニ出ツ国ノ為ニ害ヲ除ク所以ナリ獄司欽テ此意ヲ体シ罪因ヲ遇ス可シ」という語が掲げられ、収監することの目的が明示されている。日本における旧来の牢屋が拘禁、処刑待機を目的としたものであったことに対し、「懲治監」（監獄）は行刑施設としての性格を含有していた。

監獄則の公布により、はじめて子どもを監獄に入れ、教化の対象である「懲治者」として扱うという近代的な制度の確立がなされたのである。そして、同時に子どもを制度的教化の対象としてとらえる視座をも受容していたのであった。荒井貢次郎は人足寄場に収容されていた人々の生活環境を鳥瞰したところ、「貧困が無宿を基本的には産み出す地盤を形成していることが判る。⁸」との結論を導いているが、当該時期においても民衆の生活状況は依然として改善されていない。すなわち、貧困が原因で罪を犯す子どもが後を絶たなかったのである。この監獄則に定められた懲治監は刑余者への教化授産であり、貧困のため、生活が困難な者への別房留置制（懲治者の監獄内延長処遇）をとっていた⁹。

懲治監はあくまでも授産を目的に設置されていたため、監獄内で実施されるべき教科の内容及び方法までを明示するに至っていない。このことに対し学制においては、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」とあるように、小学校教育の必要性が説かれ、その習得により近代的社会における生活の自立を促されるとの定義がなされている。しかし、先に論じたように、小学校への強制的な就学督促に、民衆が反発の念を示していた時期である。学校教育と同様に生活の自立を旨とするが、現代でいうところの「子どもの救済・保護」を優先事項とする懲治監において、教育内容を明示するに至らなかったのは当然のことともいえる¹⁰。

監獄則において定められた懲治監を教育機関として、広義な意味合いで捉えたとすれば、先に挙げたイギリスの授産学校、矯正学校が保持していた、子どもの「救済・保護」という社会的役割を前面に押し出したものであるといえよう。なお、この点に関しては、監獄則における「興造第十条 懲治監 此監又界区ヲ別チ他監ト往来セシメス罪因ヲ遇スル他監ニ非スレハ稍寛ナルヘシ 二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶營生ノ計ナク再ヒ悪意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム 二十歳以上ト雖モ逆意殺心ヲ挟ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム 平民子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入シコトヲ請フモノハ之ヲ聴ス¹¹」からも確認することができる。「營生ノ業ヲ勉勵セシム」とあるように、生活自立のための手段を身に付けさせることが主眼に置かれている。このように見てみると、学校教育制度と監獄制度の趣旨は「自立するための生活手段を享受する」という点において、導入当初より共通して

いたことが浮き彫りになってくるのである。

しかし、懲治及び懲治者自体の区分が曖昧であり、成人受刑者等と一緒に留置され、画一的な処置が施されていたのが実情であった。そのような実態から懲治者が受けていた教育内容は、今日的な意味での「教育」には程遠いものであり、「營生ノ業ヲ勉勵セシム」情を涵養することには適さない状況に置かれていた。すなわち、監獄則は教育的見地に立ったものであったが、その理念と実態とはかけ離れたものであったのである。

また、物理的、経済的事情により、監獄の設備は旧来の施設である人足寄場の転用を持って充てられている¹²。「人足寄場の成立は保安処分の成立といえるが、後にはここに追放刑に処せられた者も収容されるに及んで、刑罰執行場的な面が強く出てきた。そしてそれが明治初年の監獄の制に連なるのであり、その意味で、人足寄場は日本における近代的自由刑の源流と呼ぶこともできるのである。¹³」とされているように機能面からすると、旧幕時代の石川島人足止寄場をそのまま母体としていたのであった。その結果、「人足寄場に引継がれていったという経緯から、フランス刑法やイギリスの東南アジア植民地にみる監獄則が導入せられても、我国独自の寄場式獄制が温存せられたのである。¹⁴」

この点については、学制に規定された小学校が、その初期において実態的には寺子屋と設備的にも内容的にも差異がなかったことと同様であった。よって両制度とも基本的な枠組みは確立されたものの、旧時代から引き継がれてきた慣習に本質的な変化をもたらすまでは至らなかったのである。

2. 不諭罪規定と監獄則改正

明治13年の旧刑法により規定された不諭罪¹⁵は、以下のような特色をもったものであった。「不諭罪という罪名は、犯罪構成要件という理論上からも、名称自体からも無理のある罪名であるが、すでにわが国で長年行われてきた無罪無宿への処分、懲牢舎、人足寄場制度などに類似したものがあつた、改心を前提とした幼年者仕置への赦の思想にも通ずるものがあつた。¹⁶」そして、このような歴史的系譜を根拠として「抵抗なく咀嚼される素地があつた¹⁷」論じている。

旧来からの「幼年者仕置への赦の思想」を引き継いだ、「不諭罪」を理論的根拠として明治14年に監獄則は改正され、懲治監が「懲治場」、懲治者は「懲治人」へと改称された。改正にあつた小原の著『監獄則注釈』（明治15年）には司法卿山田昭義の序文が掲載されており、その冒頭は「監獄は学校の作用あるものなり」という文言から始まっている。小原の書が刊行された当時は、まだ小学校への就学率が低迷していた時期であつたが、そのような状況下において、監獄で行なわれる教育が「学校の作用あるもの」と位置付けられたのは画期的なことであろう¹⁸。

しかし、子どもたちは貧困等の家庭における問題が原因となり、罪を犯していることから、実際には「教化の対象」というよりも寧ろ「保護・救済の対象」ととらえられていたと考えられる。「保護・救済の対象」としての懲治人は、「刑法第七十九条第八十条第八十二条ニ留置スル幼年ノ者及ヒ瘖啞者¹⁹」と定められた。すなわち、8歳以上20歳未満の者が情状により懲治場における、教化措置の対象とされたのである。監獄則改正による懲治場

は「公教育としての懲戒」制度の定着を目的としていたものと位置付けることができよう。

また、この監獄則改正に伴い新設された事項としては「尊親屬ノ請願ニ由テ懲治場ニ入タル者」と規定されているように、尊属の親族による「情願留置」が認められたことが挙げられる。この制度は明治5年の監獄則において「平民子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入ンコトヲ請フモノハ之ヲ聴ス」と規定されていたが、本格的に実施されたのは明治14年の改正以降であった²⁰。この時点では親族による誓願が認められた場合のみ留置されるという点に着目したい。裏を返せば子どもを懲治場に留置させ、教育を受けさせるという権限を親族が有していることになる。親族からみれば、能動的な教化機関でもあったといえる。つまり、イギリスの授産学校、矯正学校が保持していた、十分な教育を施すことができない親・家庭からの「救済・保護」とは若干意味合いが異なっていたのである。

明治14年の監獄則改正により「一般学校教育に準じた学科」が読書・習字・算術・度量衡・図画等と例示され、時間も毎日3・4時間とされた²¹。教育内容の明確化がなされたのである。当時施行されていた教育令において、小学校での教科内容は読書・習字・算術・地理・歴史・修身とされていることに対して、監獄内の教育では地理・歴史・修身の代わりに度量衡・図画といった実用的な教科が配置されている²²。このことは、懲治人の生活背景を考慮すれば、当然のことでもあるが、従来の小学校と比較すれば、より実用主義的な教育内容を提示していたといえよう。

3. 小河滋次郎による監獄則の再改正

明治10年代後半の激しいデフレーション（松方デフレ）による租税負担と負債の累積により、新たに生れた困窮民が旧幕時代から存在していた貧民窟に流入し貧民窟を増大させた。そして、都市部の民衆に関する問題が顕著になってくるのもちょうどこの頃からである。また、一方では近代的技術を活用する株式会社が相次いで設立され、近代的な資本主義経済体制が勃興した時期でもあった。

以上のような時代的背景のもと、大日本帝国憲法制定にあわせて改正された明治22年の監獄則改正は、近代化を求める多くの要請を反映するものであった。この改正は監獄学者小河滋次郎²³により進められ、フランス法系のもとで運用されていた旧刑法からドイツ法系への移行が計られている²⁴。改正の中心的役割を担った小河が企図していたものは、ドイツ監獄学の根幹である「規律主義」「個別処遇主義」の徹底であった。

小河による改正の実施により、監獄における教科内容は「監獄ニ於ケル教育ノ科目ハ凡ソ普通小学校ノ教科目ヲ以テ標準トスヘシ」を原則とされているが、実際には「授業ハ読書算術習字ノ三科目」に限定されることとなった²⁵。この点について重松は改正前に存在した度量衡・図画等が教育すべき科目から除かれた点について「実業面・情操面に消極的な態度を示したもので、教育としては大きなマイナスである。」と指摘している²⁶。漸く産業の近代化のきざしが見えはじめた時期である。今後の実業教育の興隆を考慮すれば、確かに退行的措置であったといえよう²⁷。

また、改正に伴い懲治場における教化活動を担っていた教誨師は判任待遇となり、職務内容にも変化が見られた。「典獄ノ指揮ヲ受ケ専ラ已決囚及懲治人ノ教誨ニ従事シ又十六

歳未滿ノ已決囚ニ読書、算術、習字等ノ学科ヲ教授スヘキモノトスル²⁸』とあるように懲治人への訓導「囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム²⁹」だけではなく、教科指導が追加されている。従来の宗教教諭のみならず、教科指導をも担うこととなり、結果として監獄内の教育において大きな権限が与えられることになったのである³⁰。

さらには、この改正により「懲治人ト称スル中ニハ情願懲治ニ係ル放恣不良ノ少年ヲモ包含セシカ本則ニ於テハ旧則第十八条ノ規定ヲ廢セシテ以テ其懲治人ト称スルハ単ニ不論罪ニ係ル幼者及ビ 啞者ニ限ルモノナリト知ルヘシ³¹』というように、明治14年の監獄則改正から正式に実施されていた、「情願留置」や懲治人や幼年囚の自立を損なうとして避難されていた「別房留置」が廃止されるに至った。「情願留置」の廃止は親族における懲戒権の破棄であり、「別房留置」の廃止は生活自立の具現化を目指した措置であったと捉えることができよう。

一方、学校教育制度においては明治23年の小学校令制定により法令上の規定において、はじめて就学の「義務」が明文化された。小学校教育の義務化は、懲治場の教育においても、その制度的存在意義を根拠付ける準拠制度であった。また、翌年定められた小学校教則大綱では、小学校教育の目的として「知識技能ハ確實ニシテ实用ニ適センコトヲ要ス」として、学制以来の理念、すなわち生活自立のための手段を獲得することが強調されている。なお、このような実用主義は各教科内にも反映されており、習字においては「日用文字及日用書類ヲ習ハシムヘシ」、また理科においては「農工業其他人民ノ生活上ニ適切ナル事項ヲ授ケ」との記述を確認することができるのである³²。

以上の経緯により、この後、監獄内での義務教育課程充実に様々な工夫が加えられていくことになった。明治22年の改正により、一旦は後退したかに思われた実業主義が監獄内の教育においても、息吹を取り戻すことになったのである。「実業教育の新思潮は、監獄の自給自足の方針とも一致し、時代相応の工役器機の改良、監獄作業場の近代的工業化ということ、および外役や営繕的な作業を直営する場合、技術をもつ囚人の確保という要請も強かったのである。³³」

以後、監獄制度は公教育としての色合いを徐々に強めていったのである。

結言にかえて

国家が教育を行なう「公教育制度」と国家が公教育として懲戒を行なう「監獄制度」は双方とも「自立するための生活手段を享受する」ことを導入当初より目的としていた。そして、両制度の発展には当時の貧困問題が密接に関係している。学校教育制度が強制的に就学させようとしていたのは、生活上の困窮を理由として就学を拒んでいた民衆である。その一方、監獄において教化の対象としていたのは、主として貧困が原因となり罪を犯した子どもたちであった。

そして、学校教育制度と同様に監獄制度も物理的経済的問題から、運営上の様々な困難に直面していた。為政者の意図通りに機能するには、まだ時間を要していたのである。

本稿では、今日公教育としての機能をもつ監獄制度の導入過程を追うことで、その概観をとらえることはできたように思われる。しかしながら、制度の導入を法整備に沿って追

ったため、制度に内在する「保護・救済の対象としての子ども」、「教化・教育の対象としての子ども」、そして「国家と民衆との関係性」にまで言及するに至らなかった。これらは公教育制度を検証するうえで欠くことのできない事柄である。今後の研究課題として取り扱うこととしたい。

- 1 重松一義著, 少年懲戒教育史, 第一法規, 昭和51年, P1009引用。
- 2 16歳以下の子どもで罪を犯し, 裁判で罰金と禁固刑に処せられたものを対象とした, 全て私立の寄宿制学校。職業訓練の規定はなく, 1日4時間以上6時間以下の基礎教育を有資格教師から与えられた。牧証名編, 公教育制度の史的形成, 梓出版社, 1990年, P127参照。
- 3 罪を犯してはいないが, 放置していたら将来罪を犯すと判断される14歳以下の子ども, 戸外給付を受ける救恤貧民の子ども, 浮浪者の子ども等を対象とした, 私立の寄宿制学校。職業訓練と基礎教育が行われ, 1日4時間の授業時間を設定することが規定されていたものであり, 日本の感化院設立運動の目標とされた実業学校である。同前書, P127-128参照。
- 4 重松一義, 前掲書, P219参照。
- 5 手塚豊著, 明治刑法史の研究 上巻, 慶應義塾大学出版会, 昭和59年, P133参照。
- 6 重松は明治5年の「監獄則」について, イギリス本国から直輸入されたイギリス監獄法制の影響というとなえ方は避けるべきとの見解を示している。その根拠として「監獄則と同時に定められた監獄図式に示された中にアジアの気候や東洋人に着目した点があること」, 「監獄則緒言が東洋法系の伝統的思想に立つこと」を挙げている。重松一義著, 前掲書, P116-117参照。
- 7 同前書, P117引用。
- 8 人足寄場顕彰会編, 人足寄場史, 創文社, 昭和49年, P489引用。
- 9 重松一義, 前掲書, P118参照。
- 10 学制では下等小学科において授ける教科について, 綴字・習字・単語・会話・読本・修身・書牘・文法・算術・養生法・地学大意・理学大意・体術・唱歌(女子には手芸を加える)という規定がなされている。教育史編纂会編, 教育制度発達史 第一巻, 龍吟社, 昭和13年, P283-284参照。
- 11 重松一義, 前掲書, P118引用。明治8年には平民のみならず士族の子弟についても自宅において懲戒しがたい者は, 平民と同様に取り扱うべきであるとの規定がなされた。
- 12 人足寄場顕彰会編, 前掲書, P376参照。
- 13 同前書, P54-55, 引用。
- 14 同前書, P376参照。教化内容が人足寄場時代の心学から移行が計られたのは, 明治9年の「教授方仮規則」の規定からも確認ができ, 以後少年囚の教育が最も優先的に配慮されている。同前書, P365, 参照。
- 15 日本における不諭罪はフランス刑法の「被告人十六歳未満ニシテ是非ノ弁別ナクシテ犯シタルモノト決シタルトキハ無罪ノ言渡ヲ為スヘシ然レトモ情状ニ因リ之ヲ其親屬

ニ預ケ又ハ裁判言渡ヲ以テ定ムル年数間之ヲ教育シ之ヲ禁錮スル為メ懲治場ニ入ルヘシ但其年数ハ犯人ノ年齢二十歳ニ満ルノ期限ニ過クヘカラス」を起源としたものである。

- 16 重松一義，前掲書，P143，引用。ここでいう「改心を前提とした幼年者仕置への赦の思想」の一例として，寛政4年御法度，火附盗賊改太田運八郎伺評議書前書を挙げてみたい。「但幼年のものハ，心底も可改と申を以，入墨も相成間敷哉ニ候間」すなわち，例え罪を犯したとしても幼年者には改心の余地があるため，一生残ってしまう刺青を彫るべきではないということである。人足寄場顕彰会編，前掲書，P15参照。
- 17 同前書，P143，引用。
- 18 あくまでも『監獄則注釈』の序文として記されているため，ここでの「監獄」が懲治場を指しているのかは判然としていない。しかし，当時提唱されていた小学校就学の意義と監獄における教育内容をふまえれば，懲治場を意識したものとして捉えることが至当であると考えられる。
- 19 旧刑法第79条では「罪ヲ犯ス時十二歳ニ満サル者ハ其罪ヲ論セス但満八歳ノ者ハ情状ニ因リ満十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得」，続く第80条では「罪ヲ犯ス時満十二歳以上十六歳ニ満サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタリト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ満二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得 若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス」との規定がなされた。同前書P139，参照。
- なお，瘡唾者とは「視覚，聴覚に障害をもつ子ども」を意味するのではなく，「心身に何らかの障害があるため，他に危害を加えるというような犯罪性を示す障害児」であったという。同前書，P174，参照。
- 20 当初は平民の子弟を対象に志願による懲治も実施する立場をとっていたが，明治8年には士族の子弟をも対象としている。
- 21 同前書，P151，参照。
- 22 改正教育令の第三条では，小学校で学ぶべき教科内容が以下のように記されている。「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ罽画唱歌体操等ヲ加ヘ又土地ノ情況ニ随ヒテ罽画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ」と規定された。教育史編纂会編，教育制度発達史 第二巻，龍吟社，昭和13年，P162，引用。
- また，教育令第64条では「凡ソ学校ニ於テハ生徒ニ体罰毆テ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス」とあるように，学校教育における体罰の禁止が示されている。同前書，P165，参照。
- 23 小河滋次郎は後の感化法制定にも尽力している。感化法制定の主たる要因としては「有識者の懲治場批判と，それに対する建設的意見の累積」，「貧困家庭における幼年労働者の犯罪人化への対策」であったという。重松一義，前掲書，P376参照。
- なお感化法の制定により全国の懲治人教育が統一され，監獄は内務省（昭和22年廃止）から司法省（現法務省）の所轄に移されることになる。

- 24 小河滋次郎, 日本監獄法講義, 日本行刑史研究会, 昭和51年, P458-460参照。
 - 25 同前書, P130参照。
 - 26 重松一義, 前掲書, P158, 参照。
 - 27 明治19年の小学校令においては, 小学校で学ぶべき教育内容は「修身, 読書, 作文, 習字, 算術, 地理, 歴史, 理科, 図画, 唱歌, 体操, 裁縫」と示されている。教育史 編纂会編, 教育制度発達史 第三卷, 龍吟社, 昭和13年, P40参照。
 - 28 重松一義, 前掲書, P189, 引用。
 - 29 小河滋次郎, 前掲書, P119引用。
 - 30 最終的に教師の職が正式に確立され, 監獄における教育制度が教科・教誨の両面で充実するのは, 明治36年の監獄官制改正がなされてからである。
 - 31 小河滋次郎, 前掲書, P14引用。
 - 32 文部科学省, 学制百年史, ぎょうせい, P98-100参照。
 - 33 重松一義, 前掲書, P208引用。
- ※最後に引用文中の旧漢字は新漢字に改めたことをことわっておきたい。